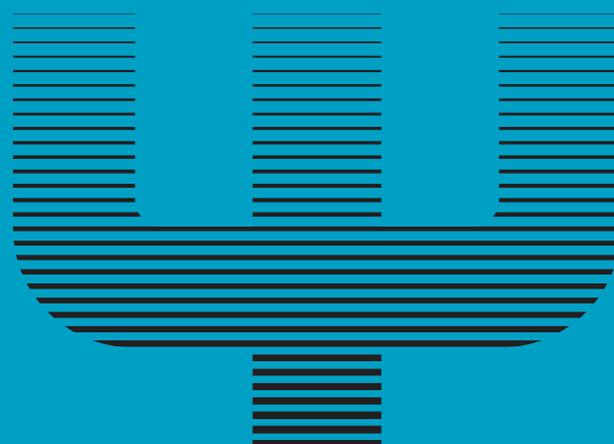


調査研究報告書 No.157
2013



職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究
(専門・応用課程)
－平成24年度 機械分野－

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究
(専門・応用課程)
－平成24年度 機械分野－

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

はじめに

職業訓練の基準は、公共職業能力開発施設が職業訓練を実施する際、職業訓練の水準の維持向上のために定めると職業能力開発促進法に規定されている。各公共職業訓練施設が訓練を実施する際には、地域の人材養成ニーズや産業状況、技術革新等を考慮してカリキュラムを策定するが、この策定の際の基準が法で定める職業訓練の基準である。

職業訓練の基準は訓練課程ごとに、教科、訓練時間、設備その他厚生労働省令で定める事項に関し、厚生労働省が定める基準（訓練の対象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員、試験及び別表）があり、これを標準としている。

厚生労働省は、平成18年度から職業能力開発促進法施行規則の普通職業訓練の普通課程の職業訓練基準の見直しを進めているところである。これに加えて、今年度（平成24年度）から、高度職業訓練の専門課程及び応用課程の見直しを開始することとなった。

さらに厚生労働省は、今後4年サイクルで、職業能力開発促進法施行規則に定める高度職業訓練の全ての専攻科について見直し作業を進めることとしている。

本研究は、職業訓練の基準見直しに係る基礎データ及び専門的知見からの見直し提案を厚生労働省の職業能力開発専門調査員会へ提供することを目的として開始された。見直しは、全国公共職業能力開発施設へのアンケート調査を中心に、関係施設へのヒアリング調査を実施したのち、研究会委員の職業訓練の基準の見直しにより実施した。

本研究が公共職業能力開発施設の訓練実施・運営の参考になれば幸いである。

最後に、本研究にご尽力をいただいた全国の公共職業能力開発施設の関係者、研究会の委員各位、厚生労働省の関係者等各位に感謝の意を表すると共に、日本の職業能力開発の発展のためご協力を賜りたくお願い申し上げます。

2013年3月

職業能力開発総合大学校
基盤整備センター
所長 長谷川 健治

分野別実践的カリキュラムの設定に係る基礎研究（専門・応用課程）

－平成24年度 機械分野－

基礎研究会 委員

市川 修	職業能力開発総合大学校	メカトロニクスユニット
魚住 謙一郎	東海職業能力開発大学校	生産機械システム技術科
奥 猛文	四国職業能力開発大学校	生産機械システム技術科
菅野 金一	関東職業能力開発大学校	生産技術科
若林 晃	千葉職業能力開発短期大学校	制御技術科
清水 和豊	山梨県立産業技術短期大学校	生産技術科
小河 応史	神奈川県立産業技術短期大学校	生産技術科
猪狩 直人	日産テクニカルカレッジ	統括マネージャー

研究担当室

大橋 敦	職業能力開発総合大学校	基盤整備センター	高度訓練開発室	室長
木村 陽一	職業能力開発総合大学校	基盤整備センター	高度訓練開発室	相談役

厚生労働省（オブザーバー）

狩野 琢哉	厚生労働省	職業能力開発局	能力開発課	職業能力開発指導官
松田 雄祐	厚生労働省	職業能力開発局	能力開発課	基準・指導員係長
安井 修一	厚生労働省	職業能力開発局	能力開発課	厚生労働事務官

目次

はじめに

研究会委員名簿

第1章	研究の目的と方法	p 1
第1節	基礎研究の基本フレーム	p 3
1-1	研究の目的	
1-2	研究内容	
1-3	成果の活用	
第2節	平成24年度の研究概要	p 3
2-1	研究会の概要	
2-2	研究会の構成	
2-3	研究の対象	
2-4	調査計画の検討	
2-5	研究結果	
第3節	研究の経緯	p 6
3-1	研究会作業フロー	
3-2	研究会の開催	
第2章	機械分野の人材育成動向	p 15
第1節	機械分野における産業状況及び人材育成動向	p 17
第2節	雇用支援機構立職業能力開発大学校（短期大学校を含む）の卒業生調査	p 18
2-1	調査の概要	
2-2	調査結果概要	
2-3	調査結果からの考察	
第3節	人材育成ニーズ調査（平成23年度）	p 21
3-1	調査の概要	
3-2	調査結果の概要	
3-3	調査結果から見た訓練基準	
第4節	アンケート調査及びヒアリング調査	p 25
4-1	高度職業訓練（機械分野）実施施設	
4-2	県立職業能力開発施設等への訓練基準の見直しアンケート調査	
4-3	ヒアリング調査	
第3章	機械分野の職業訓練の基準見直し	p 31
第1節	基準見直しの枠組み	p 33
1-1	法、施行規則及び通達	
1-2	別表の考え方	
1-3	基準見直しの枠組み	
第2節	教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目の見直し	p 33
2-1	教科の細目の見直し	
2-2	設備の細目の見直し	
2-3	設備の細目の新規作成	
2-4	技能照査の基準の細目の見直し	
第4章	終わりに	p 37